

浦野家通信



8月



〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第35号
発行人：所員一同

暑中見舞い申し上げます。

日頃は何かとお世話になりまして誠にありがとうございます。
今年も例年以上の猛暑ですが、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

さてこのたび夏季休暇のため、誠に勝手ながら以下の期間は休業させて頂きます。

記 8月13日(火)～8月15日(木)

ご了承の上、今後ともなにとぞよろしくお願い致します。



令和1年 盛夏

浦野 充敏

今月の一杯

「ふく流ラーメン 轍」
本町本店

今回ご紹介するのは大阪市の本町にある「ふく流ラーメン 轍」です。

写真のとおり真っ白なスープが特徴で、鶏白湯スープのうえにゆずのエスプーマ(泡)が乗っていて、ラテのような泡立った表面が特徴的です。鶏白湯スープとエスプーマが麺とすごく絡み合い、真っ白のうえにピンク色のレアチャーシューと見た目も味も素晴らしい一杯だと思います。

サイドメニューのレアチャーシュー丼もすごくお勧めです。

皆様もぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか？



今日は何の日?
8月17日

プロ野球ナイター記念日

現在ではプロ野球の試合といえば夜行われるのが当たり前ですが、1900年代前半のころは夜間試合というのは存在しておらず、「ナイター」という言葉もありませんでした。1948(昭和23)年8月17日に横浜スタジアムが建てられる以前に横浜公園にあった球場で、午後8時プレーボールの巨人対中日戦が記念すべき初ナイター戦となりました。ちなみに「ナイター」という言葉は記念日から2年たったのちに週刊ベースボールで初めて使われ、そこから徐々に浸透していったそうです。ここ数年野球観戦はしていないですが久々に球場に足を運びたいと思いました。



軽減税率の判断：酒税の範囲

Q. 酒類は軽減税率の対象外ですが、みりんや料理酒は調味料だから軽減税率対象ですか？

A. 譲渡した場合に軽減税率の対象となる資産である飲食料品は、「食品」及び「一体資産のうち所定の要件を満たすもの」です。
ただし酒類は「食品」の範囲から除かれ、軽減税率対象品目ではありません。酒類とは「アルコール分1度以上の飲料」をいい、甘酒やノンアルコールビールは、酒やビールという言葉が名前についていますがアルコール分が1度に満たない飲料であり、軽減税率の対象品目です。

①みりん

みりんは、一般に調味料と認識されていますがアルコール分はおおむね13度～22度です。調理過程で加熱すればアルコール分は蒸発しますが、甘いお酒として飲まれていた時代もあります。したがって、軽減税率対象品目ではありません。ただし、アルコール分の含まれないみりん風調味料は軽減税率対象品目になります。

②料理酒

料理に使う日本酒を総称して料理酒という場合がありますが、料理専用の日本酒の多くは、塩を大量に添加してそのままでは飲めないように加工されています。このように加工されたものはアルコール分が1度以上であっても「飲料」ではないので酒類に該当せず、軽減税率対象品目になります。

夏季休業期間のお知らせ

8月13日(火)～8月15日(木)は夏季休業期間とさせていただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

4	5	6	7	8	9	10
日	月	火	水	木	金	土
休み	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	休み
11	12	13	14	15	16	17
日	月	火	水	木	金	土
休み	休み	お盆休み	お盆休み	お盆休み	通常営業	休み

今月の一冊

模倣犯

人気小説家・宮部みゆきによる大長編ミステリーです。

発表されたのが1995年なので、報道や情報の扱い方が現代とは違う部分もありますが、犯罪被害者が受ける大きな傷や、そんな被害者の傷をえぐる世間の空気などはどんな時代でも通じるものがあるのではないのでしょうか。犯人は一体どんな人物なのか、その正体を巡るミステリーの面白さはもちろん、社会派な一面もある作品です。

ラストはまさかこんな形の対決になるとは.....と思うような展開なので、ぜひじっくり腰を据えて読んでみてください。

